

防府市地域貢献活動保険制度のご案内

「防府市地域貢献活動保険」とは?
市民の皆さんのが地域貢献活動に安心して参加できるよう、活動中のけがや賠償事故を補償する保険制度です。



令和5年4月3日改訂

【1】制度の特徴

- ☆保険料は不要です。
- ☆事前の登録・加入手続きは不要です。
- ☆事故発生後に手続きをしていただきます。



【2】対象となる活動

- 次の要件をすべて満たした活動が対象です。
- ①市内に活動の拠点を置き、規約と団体名簿を備えた5人以上の市民により組織された団体が、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う公益性のある活動
 - ②継続的又は計画的な活動
 - ③無報酬で参加する活動（交通費等実費程度は無報酬とみなします。）

【3】対象となる活動例

①地域の活性化や情報発信に関する活動

- ・自治会活動（広報の配布・回覧、総会や役員会など）
- ・コミュニティ活動（地区文化祭、地区運動会、地区夏祭り、敬老会など）

②地域の環境に関する活動

- ・環境美化活動（花壇づくり、草刈り、道路・河川の清掃など）
- ・環境保全活動（ごみ減量活動、リサイクル活動、自然保護活動など）

③地域の安全・安心に関する活動

- ・防犯・防災活動（防犯パトロール、防火・防災訓練など）
- ・交通安全活動（通学路での児童の見守り、自転車放置防止など）

④子どもの健全育成に関する活動

- ・青少年健全育成活動（非行防止パトロール、青少年の自立支援活動など）
- ・子育て支援活動（子ども会の運営、託児ボランティアなど）

⑤地域の福祉に関する活動

- ・高齢者支援活動（家庭訪問、配食サービス、生活介助など）
- ・障害者支援活動（手話・点訳、機能回復訓練の介助、送迎介助など）

【4】対象とならない活動例

- ・職務として従事しているときの活動
- ・非常勤特別職の地方公務員としての活動（例：民生委員、スポーツ推進委員）
- ・学校管理下での活動（例：学校の課外活動を地域の方が指導する場合）
- ・一時的・突発的な善意の活動（例：川で溺れている人を助ける行為）
- ・親睦が目的の活動、サークル活動（例：親睦会、趣味の活動）
- ・限定的な互助活動（例：PTA活動）
- ・特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- ・政治、宗教、営利に関わる活動（例：宗教施設の維持管理）

【5】補償の内容

（1）賠償責任保険

地域貢献活動中に、活動の主催者の過失により、他人の身体や財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負担することとなった場合が対象

区分	賠償の内容	保険金限度額
対人	他人の身体への損害	1人につき6,000万円 1事故につき3億円
対物	他人の財物への損害	1事故につき500万円
受託物	他人からの受託物への損害	1事故につき300万円

※免責額（自己負担額）は1事故につき5,000円

（2）傷害保険

地域貢献活動中に発生した不慮の事故により、活動に参加した人が死亡または負傷した場合が対象

区分	傷害の内容	保険金額
死亡	事故日から180日以内に死亡したとき	1人500万円
後遺障害	事故日から180日以内に後遺障害が生じたとき	障害の程度により 1人15万円～500万円
入院・通院	入院又は通院により医師による治療を受けたとき	1人1日につき 入院 3,000円 通院 2,000円

【6】問合せ先

事故の発生日から30日以内に市が定めた様式で届け出る必要があります。
保険の対象にならない場合もありますので、まずは地域振興課へご相談ください。



防府市総合政策部地域振興課
〒747-8501 防府市寿町7番1号
TEL:0835-25-2120 FAX: 0835-25-2558
メールアドレス: suishin@city.hofu.yamaguchi.jp

